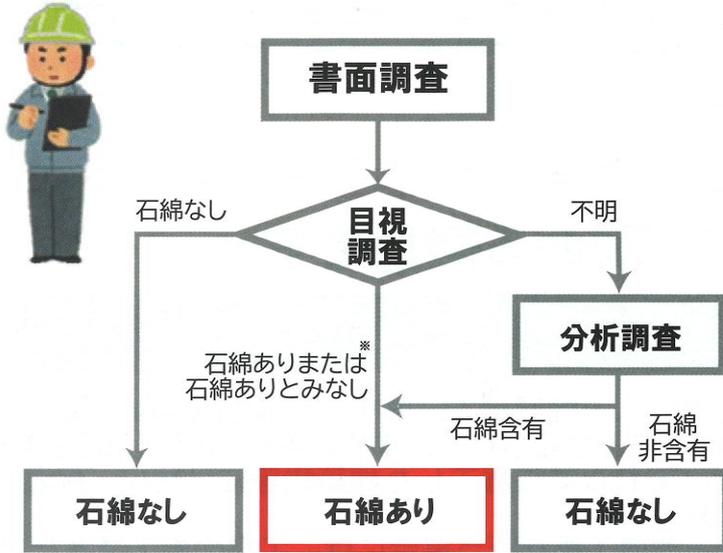


## 《事前調査の流れ》



※石綿ありとみなして、必要なばく露・飛散防止対策を講じて工事を行う場合は、分析調査は不要です。

石綿に関する情報は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！



石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業員・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。



## ＜石綿（アスベスト）の事前調査費用の項目例＞

- 書面調査
- 現地調査
- 裏面確認調査
- 分析調査
- 総合調査報告書
- 諸経費（交通費他）

## ＜適正な工事業業者を選定するために＞【参考】

石綿（アスベスト）の有無を適切に調査し、適法な工事を行う工事業業者を選ぶため、以下のような事項を工事業業者に確認することも重要です。

- ◆ 仮見積り段階で、**石綿（アスベスト）調査費用が計上されていることを確認**する、石綿（アスベスト）の**調査を行う資格**（建築物石綿含有建材調査者など）を有しているか確認します。
- ◆ 本見積り（アスベスト調査結果後）の段階で、石綿事前調査結果報告書の提出を求めます。石綿含有吹付材（レベル1）、保温材等（レベル2）がある場合には、**労働基準監督署に提出した計画届の写しを求めます**。※発注者は、これとは別に、**自治体への特定粉じん排出等作業実施届出**が必要です。
- ◆ 解体・改修工事後、石綿（アスベスト）飛散防止措置が適切にとられたことを示す**作業の実施状況の記録（写真を含む）の提出**を求めます。
- ◆ 施工業者による石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査や作業の実施状況の写真等による記録が適切に行われるよう、**写真の撮影を許可する等の配慮**を行う必要があります。
- ◆ 施工業者による石綿（アスベスト）含有の有無の事前調査は、同じ箇所については、最初の1回のみで、2回目以降は事前調査結果報告書で調査に代えることができます。